

「会計参与の行動指針」の一部改正 新旧対照表

平成 22 年 7 月 7 日

会計参与の行動指針（平成 21 年 8 月 10 日改正）を次のように一部改正する。

新	旧
<p>会計参与の行動指針</p> <p>平成 18 年 4 月 25 日 改正 平成 19 年 5 月 25 日 改正 平成 20 年 7 月 9 日 改正 平成 21 年 8 月 10 日 <u>最終改正 平成 22 年 7 月 7 日</u></p> <p>日本公認会計士協会 日本税理士会連合会</p>	<p>会計参与の行動指針</p> <p>平成 18 年 4 月 25 日 改正 平成 19 年 5 月 25 日 改正 平成 20 年 7 月 9 日 <u>最終改正 平成 21 年 8 月 10 日</u></p> <p>日本公認会計士協会 日本税理士会連合会</p>
<p>参考</p> <p>5 . 「中小企業の会計に関する指針」確認一覧表</p>	<p>参考</p> <p>5 . 「中小企業の会計に関する指針」確認一覧表</p>
<p>(1) 処理方法</p> <p>〔貸倒損失・貸倒引当金〕</p> <p>2 - 2（貸倒引当金）</p> <p>金銭債権について、取立不能のおそれがある場合には、以下の区分に応じて取立不能見込額を貸倒引当金として計上しているか。</p> <p><u>一般債権</u></p> <p><u>債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等の合理的な基準により算定しているか（貸倒実績率法）。</u></p>	<p>(1) 処理方法</p> <p>〔貸倒引当金〕</p> <p>2 - 2（貸倒引当金）</p> <p>金銭債権について、取立不能のおそれがある場合には、以下の区分に応じて取立不能見込額を貸倒引当金として計上しているか。</p> <p>貸倒懸念債権</p> <p>経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権は、債権金額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額につい</p>

新	旧
<p>貸倒懸念債権</p> <p>経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権は、債権金額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して算定しているか。</p> <p>破産更生債権等</p> <p>経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権は、債権金額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を取立不能額としているか。</p>	<p>て債務者の財政状態及び経営成績を考慮して算定しているか。</p> <p>破産更生債権等</p> <p>経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権は、債権金額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を取立不能額としているか。</p> <p><u>一般債権</u></p> <p><u>債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等の合理的な基準により算定しているか（貸倒実績率法）。</u></p>
<p>〔棚卸資産〕</p> <p>4 - 2（棚卸資産の評価方法）</p> <p>棚卸資産の評価方法は、次のいずれかの方法に拠っているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個別法 2 先入先出法 3 総平均法 4 移動平均法 5 売価還元法 <p>なお、最終仕入原価法で計算している場合、期間損益計算上著しい弊害がないか。</p>	<p>〔棚卸資産〕</p> <p>4 - 2（棚卸資産の評価方法）</p> <p>棚卸資産の評価方法は、次のいずれかの方法に拠っているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個別法 2 先入先出法 3 <u>後入先出法</u> 4 総平均法 5 移動平均法 6 売価還元法 <p>なお、最終仕入原価法で計算している場合、期間損益計算上著しい弊害がないか。</p>
<p>〔固定資産〕</p> <p>6 - 7（ゴルフ会員権の減損）</p> <p>ゴルフ会員権について、重要性が<u>高い</u>場合で次のいずれかに該当する場合は減損処理をしているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 時価があるものについて、時価が著しく下落 2 時価のないものについて、発行会社の財政状態が著しく悪化 	<p>〔固定資産〕</p> <p>6 - 7（ゴルフ会員権の減損）</p> <p>ゴルフ会員権について、重要性が<u>大きい</u>場合で次のいずれかに該当する場合は減損処理をしているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 時価があるものについて、時価が著しく下落 2 時価のないものについて、発行会社の財政状態が著しく悪化

新	旧
<p>6 - 8 (<u>ゴルフ会員権の預託保証金の減損</u>) 時価が預託保証金の額を下回る場合には当該部分を債権の評価勘定として貸倒引当金を設定しているか。 ただし、預託保証金の回収が困難な場合には、貸倒引当金を設定せずにゴルフ会員権から直接控除することができる。</p>	<p>6 - 8 (預託保証金の減損) (同左)</p>
<p>〔退職給付債務・退職給付引当金〕 10 - 5 (中小企業退職金共済制度等) 中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度等を採用している場合は、毎期の掛金を費用処理しているか。</p>	<p>〔退職給付債務・退職給付引当金〕 10 - 5 (中小企業退職金共済制度等) 中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合は、毎期の掛金を費用処理しているか。</p>
<p>〔リース取引〕 14 - 1 (<u>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る会計</u>) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外の取引)を行っている場合、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っているか。 <u>ただし、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。</u></p>	<p>〔リース取引〕 14 - 1 (<u>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る会計</u>) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外の取引)を行っている場合、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っているか。</p>
<p>〔組織再編の会計〕 16 - 1 (企業結合会計) 合併、会社分割、事業譲渡、株式交換、株式移転などの企業結合については、会計上の分類(取得、共同支配企業の形成、共通支配下の取引等)に基づき会計処理を適用しているか。</p>	<p>〔組織再編の会計〕 16 - 1 (企業結合会計) 合併、会社分割、事業譲渡、株式交換、株式移転などの企業結合については、会計上の分類(取得、<u>持分の結合</u>、共同支配企業の形成、共通支配下の取引等の4つ)に基づき会計処理を適用しているか。</p>
<p>(2) 計算書類に関する表示</p>	<p>(2) 計算書類等に関する表示</p>
<p>〔流動資産〕 18 - 3 (区分) 次に掲げる資産は、当該資産の名称を付した項目をもって流動資産に記</p>	<p>〔流動資産〕 18 - 3 (区分) 次に掲げる資産は、当該資産の名称を付した項目をもって流動資産に記</p>

新	旧
<p>載しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現金及び預金（１年以内に期限の到来しない預金を除く。） 2 受取手形（通常取引（当該会社の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。）に基づいて発生した手形債権（<u>破産更生債権等</u>（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権をいう。）で１年以内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。）をいう。） 3 売掛金（通常取引に基づいて発生した事業上の未収金（当該未収金に係る債権が破産更生債権等で１年以内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該未収金を除く。）をいう。） 4 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権のうち、通常取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で１年以内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常取引以外の取引に基づいて発生したもので１年以内に期限が到来するもの 5 所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち、通常取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で１年以内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常取引以外の取引に基づいて発生したもので１年以内に期限が到来するもの 6 売買目的有価証券及び１年以内に満期の到来する有価証券 7 商品（販売の目的をもって所有する土地、建物その他の不動産を含む。） 8 製品、副産物及び作業くず 9 半製品（自製部分品を含む。） 	<p>載しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現金及び預金（１年以内に期限の到来しない預金を除く。） 2 受取手形（通常取引（当該会社の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で１年以内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。）をいう。） 3 売掛金（通常取引に基づいて発生した事業上の未収金（当該未収金に係る債権が破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で１年以内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該未収金を除く。）をいう。） 4 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権のうち、通常取引に基づいて発生したもの（破産債権、再生債権、更生債権その他これに準ずる債権で１年以内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常取引以外の取引に基づいて発生したもので１年以内に期限が到来するもの 5 所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち、通常取引に基づいて発生したもの（破産債権、再生債権、更生債権その他これに準ずる債権で１年以内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常取引以外の取引に基づいて発生したもので１年以内に期限が到来するもの 6 売買目的有価証券及び１年以内に満期の到来する有価証券 7 商品（販売の目的をもって所有する土地、建物その他の不動産を含む。） 8 製品、副産物及び作業くず 9 半製品（自製部分品を含む。）

新	旧
<p>10 原料及び材料（購入部分品を含む。）</p> <p>11 仕掛品及び半成工事（なお、同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額を棚卸資産として流動資産に表示することができる。）</p> <p>12 消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品であって、相当な価額以上のもの</p> <p>13 前渡金（商品及び原材料（これらに準ずるものを含む。）の購入のための前渡金（当該前渡金に係る債権が破産更生債権等で1年内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該前渡金を除く。）をいう。）</p> <p>14 前払費用であって、1年内に費用となるべきもの</p> <p>15 未収収益</p> <p>16 次に掲げる繰延税金資産</p> <p>（1）流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産</p> <p>（2）特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、1年内に取り崩されると認められるもの</p> <p>17 その他の資産であって、1年内に現金化することができるものと認められるもの</p>	<p>10 原料及び材料（購入部分品を含む。）</p> <p>11 仕掛品及び半成工事（なお、同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額を棚卸資産として流動資産に表示することができる。）</p> <p>12 消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品であって、相当な価額以上のもの</p> <p>13 前渡金（商品及び原材料（これらに準ずるものを含む。）の購入のための前渡金（当該前渡金に係る債権が破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で1年内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該前渡金を除く。）をいう。）</p> <p>14 前払費用であって、1年内に費用となるべきもの</p> <p>15 未収収益</p> <p>16 次に掲げる繰延税金資産</p> <p>（1）流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産</p> <p>（2）特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、1年内に取り崩されると認められるもの</p> <p>17 その他の資産であって、1年内に現金化することができるものと認められるもの</p>
<p>〔有形固定資産〕</p> <p>18 - 6（区分）</p> <p>次に掲げる資産は、当該資産の名称を付した項目をもって有形固定資産に記載しているか（ただし、1から8までに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。）</p>	<p>〔有形固定資産〕</p> <p>18 - 6（区分）</p> <p>次に掲げる資産は、当該資産の名称を付した項目をもって有形固定資産に記載しているか（1から7までに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。）</p>

新	旧
<p>1 建物及び暖房、照明、通風等の付属設備</p> <p>2 構築物（ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）</p> <p>3 機械及び装置並びにホイスト、コンベヤー、起重機等の搬送設備その他の付属設備</p> <p>4 船舶及び水上運搬具</p> <p>5 鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具</p> <p>6 工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上のものに限る。）</p> <p>7 土地</p> <p>8 リース資産（当該会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件が上記1～7まで及び下記10に掲げるものである場合に限る。）</p> <p>9 建設仮勘定（1から7までに掲げる資産で事業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）</p> <p>10 その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの</p>	<p>1 建物及び暖房、照明、通風等の付属設備</p> <p>2 構築物（ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）</p> <p>3 機械及び装置並びにホイスト、コンベヤー、起重機等の搬送設備その他の付属設備</p> <p>4 船舶及び水上運搬具</p> <p>5 鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具</p> <p>6 工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上のものに限る。）</p> <p>7 土地</p> <p>8 リース資産（当該会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件が上記1～7まで及び下記10に掲げるものである場合に限る。）</p> <p>9 建設仮勘定（1から7までに掲げる資産で事業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）</p> <p>10 その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの</p>
<p>〔資産に係る引当金〕</p> <p>18 - 16（貸倒引当金等の表示）</p> <p>各資産に係る引当金は、次のいずれかの表示方法に拠っているか。</p> <p>1 当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもって表示しているか。</p> <p>ただし、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して表示することができる。</p>	<p>〔資産に係る引当金〕</p> <p>18 - 16（貸倒引当金等の表示）</p> <p>各資産に係る引当金は、次のいずれかの表示方法に拠っているか。</p> <p>1 各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもって表示しているか。</p> <p>ただし、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して表示することができる。</p>

新	旧
<p>2 各資産に係る引当金は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示しているか。</p>	<p>2 各資産に係る引当金は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示しているか。</p>
<p>〔流動負債〕 18 - 18 (区分)</p> <p>次に掲げる負債は、当該負債の名称を付した項目をもって流動負債に記載しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支払手形 (通常取引に基づいて発生した手形債務をいう。) 2 買掛金 (通常取引に基づいて発生した事業上の未払金をいう。) 3 前受金 (受注工事、受注品等に対する前受金をいう。) 4 引当金 (資産に係る引当金及び1年内に使用されないと認められるものを除く。)(なお、工事損失引当金については、同一の工事契約に係る棚卸資産がある場合、両者を相殺した差額を工事損失引当金として流動負債に表示することができる。) 5 通常取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般取引慣行として発生後短期間に支払われるもの 6 未払費用 7 前受収益 8 次に掲げる繰延税金負債 <ol style="list-style-type: none"> (1)流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債 (2)特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、1年内に取り崩されると認められるもの 9 ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、1年内に期限が到来するもの 10 資産除去債務のうち、1年内に履行されると認められるもの(会社計算規則においては、資産除去債務は負債の部に計上するものとさ 	<p>〔流動負債〕 18 - 18 (区分)</p> <p>次に掲げる負債は、当該負債の名称を付した項目をもって流動負債に記載しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支払手形 (通常取引に基づいて発生した手形債務をいう。) 2 買掛金 (通常取引に基づいて発生した事業上の未払金をいう。) 3 前受金 (受注工事、受注品等に対する前受金をいう。) 4 引当金 (資産に係る引当金及び1年内に使用されないと認められるものを除く。)(なお、工事損失引当金については、同一の工事契約に係る棚卸資産がある場合、両者を相殺した差額を工事損失引当金として流動負債に表示することができる。) 5 通常取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般取引慣行として発生後短期間に支払われるもの 6 未払費用 7 前受収益 8 次に掲げる繰延税金負債 <ol style="list-style-type: none"> (1)流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債 (2)特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、1年内に取り崩されると認められるもの 9 ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、1年内に期限が到来するもの

新	旧
<p><u>れているが、「中小企業の会計に関する指針」においては、その取扱いについて今後の我が国における企業会計慣行の成熟を踏まえつつ、引き続き検討することとされている。固定負債に掲げるものも同様)</u></p> <p>11 その他の負債であって、1年内に支払われ、又は返済されると認められるもの</p>	<p>10 その他の負債であって、1年内に支払われ、又は返済されると認められるもの</p>
<p>〔固定負債〕 18 - 19 (区分)</p> <p>次に掲げる負債は、当該負債の名称を付した項目をもって固定負債に記載しているか。</p> <p>1 社債</p> <p>2 長期借入金</p> <p>3 引当金 (資産に係る引当金及び流動負債に掲げる引当金を除く。)</p> <p>4 次に掲げる繰延税金負債</p> <p>(1)有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金負債</p> <p>(2)特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、1年内に取り崩されると認められないもの</p> <p>5 のれん</p> <p>6 ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、<u>流動負債</u>に掲げるもの以外のもの</p> <p><u>7 資産除去債務のうち、流動負債に掲げるもの以外のもの</u></p> <p><u>8 その他の負債であって、流動負債に属しないもの</u></p>	<p>〔固定負債〕 18 - 19 (区分)</p> <p>次に掲げる負債は、当該負債の名称を付した項目をもって固定負債に記載しているか。</p> <p>1 社債</p> <p>2 長期借入金</p> <p>3 引当金 (資産に係る引当金及び流動負債に掲げる引当金を除く。)</p> <p>4 次に掲げる繰延税金負債</p> <p>(1)有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金負債</p> <p>(2)特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、1年内に取り崩されると認められないもの</p> <p>5 のれん</p> <p>6 ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、<u>上記 18-18 9</u>に掲げるもの以外のもの</p> <p><u>7 その他の負債であって、流動負債に属しないもの</u></p>
<p>〔純資産の部〕 18 - 24 (評価・換算差額の区分)</p> <p>評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目その他適当な名称を付</p>	<p>〔純資産の部〕 18 - 24 (評価・換算差額の区分)</p> <p>評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目その他適当な名称を付</p>

新	旧
<p>した項目に細分しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 その他有価証券評価差額金 2 繰延ヘッジ損益 3 土地再評価差額金 	<p>した項目に細分しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 その他有価証券評価差額金 2 繰延ヘッジ損益 3 土地再評価差額金 4 <u>為替換算調整勘定</u>
<p>〔損益計算書〕</p> <p>19 - 1 (区分)</p> <p>損益計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しているか。</p> <p>ただし、各項目について細分することが適当な場合には、適当な項目に細分することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 売上高 2 売上原価 3 販売費及び一般管理費 4 営業外収益 5 営業外費用 6 特別利益 7 特別損失 	<p>〔損益計算書〕</p> <p>19 - 1 (区分)</p> <p>損益計算書等は、次に掲げる項目に区分して表示しているか。</p> <p>ただし、各項目について細分することが適当な場合には、適当な項目に細分することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 売上高 2 売上原価 3 販売費及び一般管理費 4 営業外収益 5 営業外費用 6 特別利益 7 特別損失
<p>19 - 2 (特別利益)</p> <p>特別利益に属する利益は、固定資産売却益、前期損益修正益、<u>負ののれん発生益</u>その他の項目の区分に従い、細分しているか。</p> <p>ただし、その金額が重要でないものについては、当該利益を細分しないこととすることができる。</p>	<p>19 - 2 (特別利益)</p> <p>特別利益に属する利益は、固定資産売却益、前期損益修正益、その他の項目の区分に従い、細分しているか。</p> <p>ただし、その金額が重要でないものについては、当該利益を細分しないこととすることができる。</p>
<p>19 - 4 (売上総損益金額)</p> <p>売上高から売上原価を<u>減じて得た額</u>は、売上総利益金額又は売上総損失金額として表示しているか。</p>	<p>19 - 4 (売上総損益金額)</p> <p>売上高から売上原価を<u>控除した額</u>は、売上総利益金額又は売上総損失金額として表示しているか。</p>
<p>19 - 5 (営業損益金額)</p>	<p>19 - 5 (営業損益金額)</p>

新	旧
<p>売上総損益金額から販売費及び一般管理費の合計額を減じて得た額は、営業利益金額又は営業損失金額として表示しているか。</p>	<p>売上総損益金額から販売費及び一般管理費の合計額を控除した額は、営業利益金額又は営業損失金額として表示しているか。</p>
<p>19 - 8 (税等)</p> <p>次に掲げる項目は、その内容を示す名称を付した項目をもって、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に表示しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該事業年度に係る法人税等 2 法人税等調整額 (税効果会計の適用により計上される 1 に掲げる法人税等の調整額をいう。) <p>法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、当該事業年度に係る法人税等の次に、その内容を示す名称を付した項目をもって表示しているか。</p> <p>ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、当該事業年度に係る法人税等の金額に含めて表示することができる。</p>	<p>19 - 8 (税等)</p> <p>次に掲げる項目は、その内容を示す名称を付し、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に表示しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該事業年度に係る法人税等 2 法人税等調整額 (税効果会計の適用により計上される 1 に掲げる法人税等の調整額をいう。) <p>法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、当該事業年度に係る法人税等の次に、その内容を示す名称を付した項目をもって表示しているか。</p> <p>ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、当該事業年度に係る法人税等の金額に含めて表示することができる。</p>
<p>【株主資本等変動計算書】</p> <p>20 - 7 (変動事由の記載)</p> <p>資本金、資本剰余金、利益剰余金及び自己株式に係る項目は、それぞれ前期末残高、当期変動額及び当期末残高を記載し、各変動事由ごとに当期変動額及び変動事由を明らかにしているか。</p> <p>評価・換算差額等、新株予約権に係る項目は、それぞれ前期末残高及び当期末残高並びにその差額について明らかにしているか。この場合において、<u>主要な当期変動額を、その変動事由とともに明らかにすることができる。</u></p> <p>また、変動事由には、当期純利益 (又は当期純損失) を記載しているか。</p>	<p>【株主資本等変動計算書】</p> <p>20 - 7 (変動事由の記載)</p> <p>資本金、資本剰余金、利益剰余金及び自己株式に係る項目は、それぞれ前期末残高、当期変動額及び当期末残高を記載し、各変動事由ごとに当期変動額及び変動事由を明らかにしているか。</p> <p>評価・換算差額等、新株予約権に係る項目は、それぞれ前期末残高及び当期末残高並びにその差額について明らかにし、<u>主要な当期変動額を、その変動事由とともに明らかにしているか。</u></p> <p>変動事由には、当期純利益 (又は当期純損失) を記載しているか。</p>
<p>【注記表】</p> <p>21 - 1 (区分)</p>	<p>【注記表】</p> <p>21 - 1 (区分)</p>

新	旧
<p>注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 継続企業の前提に関する注記 2 重要な会計方針に係る事項に関する注記 3 貸借対照表に関する注記 4 損益計算書に関する注記 5 株主資本等変動計算書に関する注記 6 税効果会計に関する注記 7 リースにより使用する固定資産に関する注記 8 金融商品に関する注記 9 賃貸等不動産に関する注記 10 関連当事者との取引に関する注記 11 1株当たり情報に関する注記 12 重要な後発事象に関する注記 13 その他の注記 <p>ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社(公開会社を除く。)は1、3、4、6から12までに掲げる項目を表示しないことができる。また、会計監査人設置会社以外の公開会社は、1に掲げる項目を表示しないことができる。</p>	<p>注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 継続企業の前提に関する注記 2 重要な会計方針に係る事項に関する注記 3 貸借対照表等に関する注記 4 損益計算書に関する注記 5 株主資本等変動計算書に関する注記 6 税効果会計に関する注記 7 リースにより使用する固定資産に関する注記 8 金融商品に関する注記 9 賃貸等不動産に関する注記 10 関連当事者との取引に関する注記 11 1株当たり情報に関する注記 12 重要な後発事象に関する注記 13 その他の注記 <p>ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社(公開会社を除く。)は1、3、4、6から12までに掲げる項目を表示しないことができる。また、会計監査人設置会社以外の公開会社は、1に掲げる項目を表示しないことができる。</p>
<p>21 - 2 (注記の方法)</p> <p>貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにしているか。</p>	<p>21 - 2 (注記の方法)</p> <p>貸借対照表等、損益計算書等又は株主資本等変動計算書等の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにしているか。</p>
<p>【任意注記事項】</p> <p>21 - 8 (継続企業の前提に関する注記)</p> <p>会社の事業年度の末日において、会社が、将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継</p>	<p>【任意注記事項】</p> <p>21 - 8 (継続企業の前提に関する注記)</p> <p>会社の事業年度の末日において、<u>財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性</u>その他会社が、将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合、次に掲げ</p>

新	旧
<p>続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)次に掲げる事項を注記しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 2 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 3 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 4 当該重要な不確実性の影響を計算書類に反映しているか否かの別 	<p>る事項を注記しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 2 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無 3 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 4 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無
<p>21 - 9 (貸借対照表に関する注記) 次に掲げる事項を貸借対照表に注記しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項 資産が担保に供されていること の資産の内容及びその金額 担保に係る債務の金額 2 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産ごと一括した引当金の金額) 3 資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の減価償却累計額(一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について一括した減価償却累計額) 4 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目をもって表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨 5 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務(負債の部に計上したものを除く。)があると 	<p>21 - 9 (貸借対照表等に関する注記) 次に掲げる事項を貸借対照表に注記しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項 資産が担保に供されていること の資産の内容及びその金額 担保に係る債務の金額 2 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産ごと一括した引当金の金額) 3 資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の減価償却累計額(一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について一括した減価償却累計額) 4 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目をもって表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨 5 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務(負債の部に計上したものを除く。)があると

新	旧
<p>きは、当該債務の内容及び金額</p> <p>6 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務その金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務を区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務とが属する項目ごとの金額又は<u>二</u>以上の項目について一括した金額</p> <p>7 取締役<u>及び</u>監査役との間の取引による取締役<u>及び</u>監査役に対する金銭債権があるときは、その総額</p> <p>8 取締役<u>及び</u>監査役との間の取引による取締役<u>及び</u>監査役に対する金銭債務があるときは、その総額</p> <p>9 当該株式会社の親会社株式の各表示区分別の金額</p>	<p>きは、当該債務の内容及び金額</p> <p>6 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務その金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務を区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務とが属する項目ごとの金額又は<u>2</u>以上の項目について一括した金額</p> <p>7 取締役、<u>監査役及び</u>執行役との間の取引による取締役、<u>監査役及び</u>執行役に対する金銭債権があるときは、その総額</p> <p>8 取締役、<u>監査役及び</u>執行役との間の取引による取締役、<u>監査役及び</u>執行役に対する金銭債務があるときは、その総額</p> <p>9 当該株式会社の親会社株式の各表示区分別の金額</p>
<p>21 - 11 (税効果会計に関する注記)</p> <p>税効果会計に関する注記として、<u>次に掲げるもの(重要でないものを除く。)の発生</u>の主な原因を注記しているか。</p> <p>1 繰延税金資産(その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。)</p> <p>2 繰延税金負債</p>	<p>21 - 11 (税効果会計に関する注記)</p> <p>税効果会計に関する注記として、繰延税金資産(その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。) <u>及び</u>繰延税金負債(重要でないものを除く。)の発生<u>の主な原因を明らかにしているか。</u></p>
<p>21 - 12 (リースにより使用する固定資産に関する注記)</p> <p>リースにより使用する固定資産に関する注記として、ファイナンス・リース取引の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合、リース物件(固定資産に限る。)に関する事項を注記しているか。<u>この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項(各リース物件について一括して注記する場合にあっては、一括して注記すべきリース物件に関する事項)を含めることができる。</u></p> <p>1 当該事業年度の末日における取得原価相当額</p>	<p>21 - 12 (リースにより使用する固定資産に関する注記)</p> <p>リースにより使用する固定資産に関する注記として、ファイナンス・リース取引の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合、リース物件に関する<u>次に掲げる事項</u>を注記しているか。</p> <p>1 当該事業年度の末日における取得原価相当額</p>

新	旧
2 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額 3 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額 4 そのほか、リース物件に係る重要な事項	2 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額 3 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額 4 そのほか、リース物件に係る重要な事項
21 - 15 (関連当事者との取引に関する注記) 1 会社と関連当事者との間に重要な取引(当該株式会社と第三者との間の取引で当該株式会社と当該関連当事者との間の利益が相反するものを含む。) がある場合、次に掲げる事項を注記しているか。 ただし、会計監査人設置会社以外の会社にあつては、(4)から(6)まで及び(8)に掲げる事項を省略することができる。 (1) 当該関連当事者が会社等であるとき その名称 当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める会社が有する議決権の数の割合 当該株式会社の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合 (2) 当該関連当事者が個人であるとき その氏名 当該株式会社の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合 (3) 当該株式会社と当該関連当事者との関係 (4) 取引の内容 (5) 取引の種類別の取引金額 (6) 取引条件及び取引条件の決定方針 (7) 取引により発生した債権又は債務に係る主な別の事業年度の末日における残高 (8) 取引条件の変更があつたときは、その旨、変更の内容及び当該変	21 - 15 (関連当事者との取引に関する注記) 1 (同左)

新	旧
<p>更が計算書類に与えている影響の内容</p> <p>2 関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、1に規定する注記を要しない。</p> <p>(1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引</p> <p>(2) 取締役、会計参与及び監査役（以下「役員」という。）に対する報酬等の給付</p> <p>(3) 取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引</p> <p>3 関連当事者との取引に関する注記は、1に掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しているか。</p> <p>4 「関連当事者」は、次に掲げるいずれかの者に該当するか。</p> <p>(1) 当該株式会社の親会社</p> <p>(2) 当該株式会社の子会社</p> <p>(3) 当該株式会社の親会社の子会社（当該親会社が会社でない場合にあつては、当該親会社の子会社に相当するものを含む。）</p> <p>(4) 当該株式会社のその他の関係会社（当該株式会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社）並びに当該その他の関係会社の親会社（当該その他の関係会社が株式会社でない場合にあつては、親会社に相当するもの）及び子会社（当該その他の関係会社が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの）</p> <p>(5) 当該株式会社の関連会社及び当該関連会社の子会社（当該関連会社が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの）</p>	<p>2 関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、1に規定する注記を要しない。</p> <p>(1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引</p> <p>(2) 取締役、会計参与、監査役又は執行役（以下「役員」という。）に対する報酬等の給付</p> <p>(3) 取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引</p> <p>3 （同左）</p> <p>4 （同左）</p>

新	旧
<p>(6) 当該株式会社の主要株主（自己又は他人の名義をもって会社の総株主の議決権の総数の100分の10以上の議決権(から に掲げる株式に係る議決権を除く。)を保有している株主)及びその近親者（2親等内の親族） 信託業を営む者が信託財産として所有する株式 有価証券関連業(金融商品取引法第28条第8項)を営む者が引受け又は売出しを行う業務により取得した株式 金融商品取引法第156条の24第1項に規定する業務を営む者がその業務として所有する株式</p> <p>(7) 当該株式会社の役員及びその近親者</p> <p>(8) 当該株式会社の親会社の役員又はこれらに準ずる者及びその近親者</p> <p>(9) (6)から(8)に掲げる者が他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合における当該会社等及び当該会社等の子会社（当該会社等が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの）</p> <p>(10)従業員のための企業年金（当該株式会社と重要な取引（掛金の拠出を除く。）を行う場合に限る。）</p>	
<p>21 - 16（1株当たり情報に関する注記）</p> <p>1 株当たり情報に関する注記として、次に掲げる額を注記しているか。</p> <p>1 純資産額</p> <p>2 当期純利益金額又は当期純損失金額</p>	<p>21 - 16（1株当たり情報に関する注記）</p> <p>1 株当たりの次に掲げる額を注記しているか。</p> <p>1 純資産額</p> <p>2 当期純利益金額又は当期純損失金額</p>

以 上